

相 談 事 例

ID : 04-04-004

相談タイトル

土地の一時賃貸借契約について

Q : ご相談内容

個人間で土地の一時賃貸借を検討している（相談者は借主）。間に入って
きている人がいるが、その方への仲介手数料が発生することは問題ないか。
その方は宅建業の資格を保有しているかは不明。

A : 回答

宅地建物取引業法において「宅地建物取引業」とは、宅地の貸借の代理若し
くは媒介をする行為で、業として行うものとされていますので、この行為に
あたらなければ、特に宅建業の許可等は不要となります。
業として行っているものでなければ、宅建業法に規定されている媒介報酬
（仲介手数料）ということではありませんので、相談者の方が、謝礼等任意
で対応されることに特に問題はないと思われます。